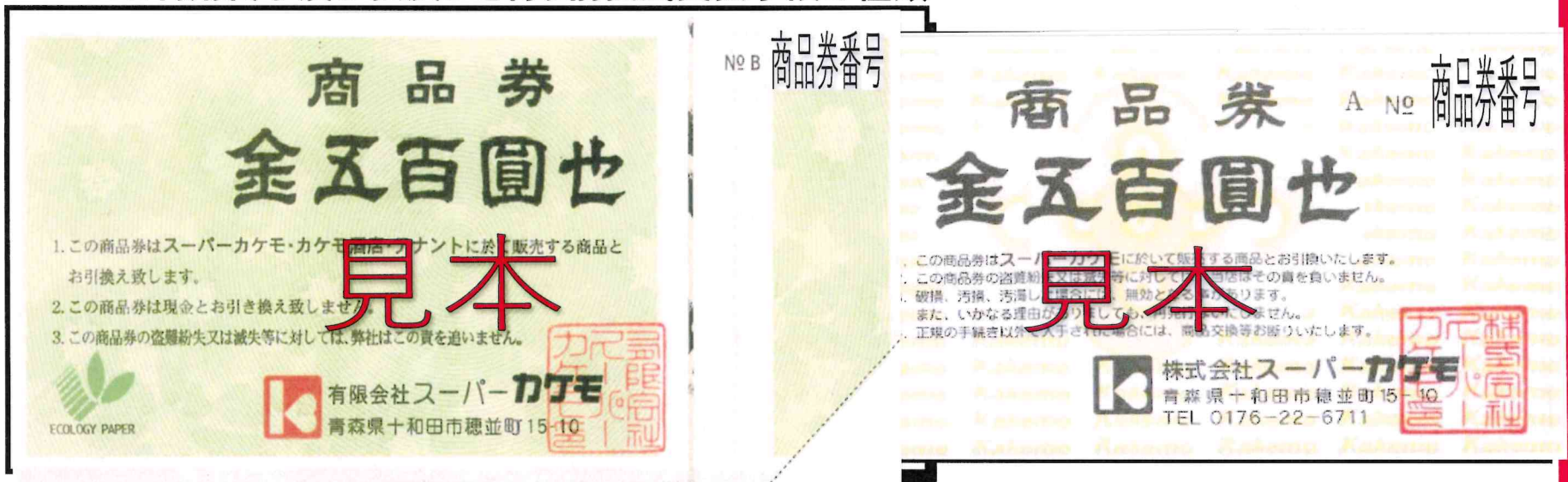


商品券(500円) 利用終了と払戻しの ●お知らせ●

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、株式会社スーパーカケモ発行の「商品券(500円)」につきまして令和7年11月30日(日)をもちましてご利用を終了させていただきます。資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。未使用の「商品券(500円)」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

1.ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類



2.ご利用終了日=令和7年11月30日(日)まで

3.払戻しの申出期間=令和8年1月6日(火)～令和8年3月7日(土)

受付時間=午前9時～午後5時

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから徐斥されます。

4.申出及び払戻しの方法

スーパーカケモ各店のサービスカウンターに未使用の「商品券(500円)」を持参してください。確認のうえ、その場で現金と交換いたします。

※持参出来ない場合

・お申し出される方の住所、氏名、連絡先を株式会社スーパーカケモ本部(総務課)までお電話にてご連絡下さい。

・ご連絡いただきましたら、返信用封筒と「商品券(500円)払戻申請書」を送付いたします。必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用の商品券を同封のうえ、返信して下さい。返信された払戻し申請書記載内容と未使用の商品券(500円)を確認し、指定口座へ額面の合計金額を振り込みます。

(返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担します。)

なお、郵送での申出の場合は、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

◆お問い合わせ先◆

株式会社  スーパーカケモ本部
〒034-0037 青森県十和田市穂並町15-10
電話=0176-22-6711